

ペット同居に関する申請

物件名	Plusto Seiiku
室 番	号室
氏 名	

ペットの種類	
ペットの愛称	
ペットの年齢	
ペットの体長	肩から尾のつけ根まで cm
ペットの頭数	

■ ペット飼育申請について下記の点をご確認下さい。

- ①対象物件において飼育できるペットは、犬・猫を含む抱えて移動することができる大きさまでの動物(ただし、猛禽類及び他人に迷惑をかける動物は除く)とする。ただし、小鳥類及び観賞魚を飼育、身体障害者補助犬法に規定する身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)は、申請対象外とする。
- ②ペットは、住戸内で飼育すること。
- ③法定の予防注射や登録を確実に行之、獣医師による定期的な健康診断を年 1 回以上受けさせ、健康を保つことに留意すること。
- ④ペットを共用部分及び敷地外へ連れ出すときは、必ず抱きかかえるかゲージ等に入れて移動すること(盲導犬等を除く)。万一、糞尿等をした場合は、飼主の責任において処理すること。
- ⑤ペットを本マンション内で、散歩させてはならない。
- ⑥館内規約に定められている【ペット同伴時指定通路】を遵守し、エレベーターは非常用エレベーター(ペット専用エレベーター)のみを使用するものとする。

申請手続について

※ペットの同居を希望する者は、所定の誓約書に必要事項を記入の上管理会社に申請しなければならない。

※ペットの同居を希望する者は、前項の申請にあたって、申請書に次に定める書類を添付しなければならない。

- (1) ペットの写真(2ヶ月以内のもの)
- (2) 盲導犬等にあつては、盲導犬等を必要とする申告書
- (3) 犬については狂犬病予防法に基づく保健所が指定する動物病院にて発行される狂犬病予防接種証明書の写し

上記のとおり、申請致します。

申請者

印